

●節税のための贈与が増えている

相続税の負担を減らす目的で、子や孫に生前贈与をする方が増えています。

贈与税の課税方式には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2種類があり、2024年の法改正前は、大多数の方が暦年課税を使っていました。

しかし、2025年の贈与税の申告状況をみると、年110万円の基礎控除額が新設された「相続時精算課税」を選択した人数は、依然少ないものの改正前の1.6倍に増えています。

さらに、「暦年課税」による申告の1人あたりの納税額は、2年連続で前年の約1.3倍と大幅増でした。110万円の枠を超え、贈与税を払う贈与が増え続けていることがうかがえます。

暦年課税の場合、将来見込まれる相続税の税率※1より低い贈与税の税率※2の範囲内なら、贈与税を払ってでも贈与をした方が、相続税と贈与税をトータルで考えたときに得だからだと思われます。

※1 限界税率。適用される相続税の税率区分の中で、最も高い部分の税率のこと

※2 実効税率。贈与した財産全体に対してどれだけの贈与税額がかかっているのかを表す率のこと

ただし、節税のための贈与は「争族」につながる恐れがあるため、注意が必要です。

●「相続税」の対象になる贈与は？

一定の贈与が相続時に相続財産に加算され、「相続税」の対象になることはよく知られています。贈与と相続という財産の移転時期の違いだけで税負担が大きく変わるのは、課税の公平性を欠くからです。

相続税の対象になる贈与の範囲は、以下の通りです。

【暦年課税】…「相続で財産を取得し

た人」が、相続開始前の「7年以内」にもらった財産※3

【相続時精算課税】…「相続時精算課税を選択した人」が、選択後にもらった「すべて」の財産※4

※3

①相続開始前3年を超えて加算されるのは、2024年1月1日以後の贈与に限る

②年110万円までの基礎控除額を含む

③贈与税の配偶者控除、住宅取得等資金贈与の非課税などの特例贈与は加算対象外

④相続開始前4～7年以内の贈与からは総額100万円までを控除できる

※4 年110万円までの基礎控除額を除く

なお、暦年課税と相続時精算課税のどちらを選んだ方が最終的に得になるかは、相続までの年数、保有財産額、贈与者・受贈者の間柄、贈与財産の種類などによるため、一概には判断できません。

●「取り分（相続分・遺留分）計算」の対象になる贈与は？

一方、相続人間の公平のために民法が定めている「相続分」や「遺留分」は、一定の贈与を遺産の先取りとみなして相続財産に加算し、計算することになっています（相続税における上記※3、4のような、特殊な取扱いはありません）。

例えば、父に子A、Bという2人の相続人がいて、相続の15年前にAに500万円のマイホーム購入資金を贈与していた場合、①遺産の1000万円を2人で分割するケース、②遺産の1000万円をAに相続させるという遺言があるケース、③遺言がなく遺産はゼロで、全財産の500万円が既にAに生前贈与済みのケース、以上、①～③における相続時のBの取り分を、正しく計算できますか？（答えは末尾）

「相続分（①）」と「遺留分（②③）」を計算するときは、以下の贈与を相

続財産に加算します。

【相続分】（特別受益）…「相続人」への「すべての贈与」を相続財産に加算。つまり、期間制限はなく、過去の全贈与が加算対象。

【遺留分】…「相続人」への贈与は、相続開始前の「10年以内」、「相続人以外」への贈与は、同「1年以内」を相続財産に加算。ただし、どちらも双方が贈与時に遺留分を侵害することを知っていた場合は、「すべての贈与」が加算対象。

●加算する財産の価額が争点になることも

不動産や有価証券といったキャッシュ以外の財産の贈与があった場合は、さらに複雑です。「いつ」時点の価額を相続財産に加算するかが、相続税と取り分計算で違うからです。

相続税では「贈与時」の相続税評価額を加算しますが、相続分や遺留分では、贈与した財産の「相続開始時」の時価を加算します。このままインフレが進むと時点の差による価額差が広がって、生前贈与を受けた人の相続時の取り分が大幅に減ることになります。

遺言を書かず「自分が死んだら法定相続分で分けてもらえばいい」と思っている人は、過去すべての贈与が遺産の先取り扱いになることを、果たして知っているでしょうか？

実務では、子が親より先に亡くなり孫が代襲相続するケースや、連れ子を養子にするケースなど、計算が複雑な場合も多くあります。

生前贈与は、節税と取り分の両方に目配りしながら行うようにして下さい。

※答え：①750万円②250万円③0円（ただし125万円の可能性もあり）